



KOYA INFORMATION



税理士法人 小山会計

2024' 11月



13日発行

〒386-0005 長野県上田市古里692-2
 TEL : 0268-22-7615
 FAX : 0268-22-7617
 E-mail : koa-g@tkcnf.or.jp
 URL : http://www.koa-g.com

2024年12月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2025年1月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2024年12月の予定

- ・保険料控除申告書、基礎控除兼配偶者控除他申告書の提出(今年最後の給与受取日の前日迄)
- ・給与所得者の年末調整(今年最後の給与支払をする時)
- ・個人の消費税の課税事業者選択届出(31日迄)
- ・個人の消費税簡易課税選択届出(31日迄)
- ・固定資産税及び都市計画税第3期分の納付
- ・健保・厚年被保険者賞与支払届(支払後5日以内)

2025年1月の予定

- ・納期特例を受けた源泉所得税(7~12月分)の納付
- ・源泉徴収票交付及び提出、法定調書提出(31日迄)
- ・扶養控除等申告書の提出(来年初の給与受取日の前日迄)
- ・給与支払報告書提出、固定資産税の償却資産に関する申告(31日迄)
- ・個人住民税第4期分の納付、労働保険料第3期分納付(31日迄、労保は事務組合委託の場合2/14迄)

※ は事務所全体が休みです。

木下晴弘先生の講演会に行ってきました 24' November

税理士法人 小山会計 専務 小山宏幸

木下先生は、灘中・灘高という超難関校へ数多くの生徒を合格させた塾のカリスマ講師で、生徒だけでなく保護者からも絶大な支持を受けており、人の「やる気」「やりがい」を育てる天才講師です。その木下先生が、毎年開催されている上田情報ビジネス専門学校(通称「上ジョビ」)の「10月の授業」に登場いたしました。(サントミューゼホールがほぼ満席)今回は上ジョビの生徒に向けて、豊かな、幸せな人生を歩むための心の在り方の授業。話のテンポは軽快でありながら、涙あり笑いあり感動あり、話の中に多くの大切なポイントが沢山ちりばめられていた。(以下 あくまで講演の中で自分が気になった項目の羅列です)

同じ事柄でも、とらえ方が変われば見え方が変わること。豊かな人生を歩むためには、人間も自然の一部なので①自然の法則にしたがうこと。目に見える事象にとらわれず、目に見えない②本質を見抜くことの二つの視点が重要であること。世の中はその見えないものによってコントロールされていること。自然のなかで生かされている我々人間には、必ず与えられた役割があること。長所を磨いて人の役に立つこと喜ぶことをし続けていると自分に与えられた役割が見えてくること。突き抜けた人生を送るためには『高いスキルと熱いハート』が必要であること。(高校生の大谷翔平選手が書いたマンダラチャートの参照)高いスキルを身につけるための積小為大の法則や *be do have* の法則、与えたら必ず誰からともなく帰ってくる返報性の原理。己が己の存在に与える誉れである「誇り」を持ち、他者からの比較でしか得られない「プライド」など捨てること。迷ったら楽な方ではなく苦勞な方を選ぶこと。それは「反省」は残るが「後悔」は残らないなど、人生に働く法則を論理的かつ具体的に説明していただいた。こんな話を若い時に聞くことができる上ジョビの生徒はなんと幸せなことであろう。豊かなのに自己肯定感の低い日本の若者にぜひ聞いていただきたい話である。多くの教え子の経験から結局、成功したから幸せになるのではなく、幸せな人が成功しているということも事実のようだ。会場で販売されていた「対」の法則(青春出版・木下晴弘著)が木下先生の集大成らしい。長所は短所で支えられている。手放せば、手に入るという「対の法則」は自然の法則の中に存在する究極の法則のようだ。「夜空に上がる花火はとも美しく見えます。しかし、花火が美しく見えるのは背後に闇があるからです。もし背後が真夏の太陽なら、花火は全く見えないでしょう。……こんな当たり前のことなのに私たちは闇を排除して、光で埋め尽くそうとうとします。闇を直視し、逃げずに向き合うことで、初めてあなたは成長と共に光の存在を認識することができるのです(5ページより抜粋)」

興味のある方は、是非ご一読ください。



～おさえておきたい、暦年贈与のきほん～

相続税対策の一環やご家族への援助として、これから年末にかけてお子様やお孫さんに贈与を検討されている方もいらっしゃるかと思います。今回は、毎年行う贈与（**暦年贈与**）について、**押さえておきたいポイント3つ**をおさらいしていきます。



贈与はあげる方・もらう方、双方の意思が必要

贈与については、**民法第 549 条**で「**贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。**」と定めています。そのため、**あげる方とももらう方の意思が要件**となります。

たまに、お子様やお孫さんのためにと、「**あげる方がもらう方名義の通帳を作って所有し、その通帳へ毎年 110 万円ずつ贈与を行う**」というケースが見受けられます。このケースは**もらう方が贈与のあったことを知らない、通帳の存在を知らないということになり、贈与の要件を満たしていないこと**になります。相続税の調査時も論点となり、「**その通帳は外見の名義はもらった方であるものの、あげた方の預金で相続財産（いわゆる名義預金）**ですよね。」と指摘・修正されることも多くあります。預貯金だけでなく自社株等の贈与もですが、**贈与時には双方の意思を確認し、贈与契約書を取り交わすことが望ましい**でしょう。

贈与税の基礎控除額 110 万円は「あげる方基準」でなく、「もらう方基準」



贈与税の**基礎控除額は 110 万円**までで、**毎年 1～12 月**までの贈与に適用されます。

たまに勘違いされている方がおりますが、基礎控除は「**1 人の方からもらえる金額が 110 万円**」ではなく、「**1 人の方の 1 年間もらった金額の合計が 110 万円以内**」が基準です。そのため、**1 年のうちに父から 110 万円・母から 110 万円もらったケースは合計 220 万円もらったことになり、贈与税の申告をしなければなりません**ので複数人から贈与を受ける場合は注意が必要です。

基礎控除の範囲内での贈与税と相続税の贈与加算の関係とは

毎年の贈与においては基礎控除額の範囲内であれば贈与税はかかりません。しかし、**あげた方が亡くなった相続において、もらった方が財産を相続した相続人であったり、遺言や生命保険で財産を受けている方の場合は、過去の一定期間に贈与を受けた金額を相続税の計算に含めなければなりません**。令和 5 年分までに受けた贈与は「**亡くなった日から遡って 3 年以内の贈与**」、令和 6 年以降に受けた贈与は「**亡くなった日から遡って 7 年以内の贈与**」が対象となります。そのため、**今年亡くなって相続税の課税対象となる被相続人から 2 年前に 110 万円の贈与を受けていた相続人は「贈与税はかからなかったが、110 万円の贈与分を加味した財産額に対して相続税の納税が生じる」**となります。



贈与は相続税の調査時も論点となるため、**基礎控除内の贈与であっても記録や整理**するのが望ましいでしょう。

休業補償

～日本医療経営者共済協同組合の所得補償共済～

医師・歯科医師の先生が万が一病気やケガで就業不能となった場合、就業復帰されるまでの先生の収入を補償する**休業補償プラン（所得補償共済）**についてご紹介いたします。

この所得補償共済は、先生の収入によって**最高月額補償 1,000 万円**まで加入できます。下記**Aプラン**の場合は、**就業不能になった初日から共済金の支払い対象**になります。

◆Aプラン、てん補期間1年に加入した場合のイメージ



プランの内容の比較

プラン	基本プラン		長期療養プラン	
	Aプラン	Bプラン	Cプラン	
てん補期間	1年/2年	1年/2年	3年	5年
加入可能年齢	25～79歳	25～79歳	25～69歳	25～64歳
免責日数	0日	7日	365日	
通算支払限度日数	1,000日	1,000日	2,500日	
精神障害	担保	担保	担保 ただし、てん補期間は1年	
天災危険	担保	不担保	担保	
月額補償の上限	①②のいずれか低い方 ①1000万円 ②年商+12×70%	①②のいずれか低い方 ①1000万円 ②年商+12×70%	①②のいずれか低い方 ①200万円 ②年商+12×50% ただし、A・Bプランの70%以内	
法人契約	可	可	可	
無事故返戻金	あり	あり	なし	

コロナ禍に十分な補償を受けられなかったという多くの先生方のために、**自宅療養・入院を問わずAプランならば初日から共済金の支払い対象**となり、**県医師会と比較しても15%程安く、法人契約も可能で月額1,000万円補償、無事故戻し掛金の20%が戻り、1年契約ならば79歳まで加入可能**です。

医師・歯科医師の先生向けに特化した所得補償共済であり、休業補償に近い内容になっておりますので、**この共済にご興味がある先生は、ぜひ小山会計の各担当者までお問い合わせ下さい。**

変わる 令和6年分の 年末調整関係書類

定額減税をはじめとした改正により、令和6年分の年末調整関係書類が変わりました。国税庁サイトで公表されている令和6年分の年末調整関係書類のうち、主な変更点を確認します。

変更された年調関係書類

主な変更内容は、次のとおりです。

(1) マル基配所に記載欄が追加

基礎控除申告書、配偶者控除等申告書、所得金額調整控除申告書が兼用となっている書類（マル基配所）に、“年末調整に係る定額減税のための申告書”が加わり、《令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書》とされました。

次の申告書それぞれに、年末調整で適用する定額減税の記載欄が追加されています。

○基礎控除申告書（一部抜粋）

○ 控除額の計算			48万円	定額減税対象
判 定	<input type="checkbox"/>	900万円以下 (A)		
	<input type="checkbox"/>	900万円超 950万円以下 (B)		
	<input type="checkbox"/>	950万円超 1,000万円以下 (C)		
	<input type="checkbox"/>	1,000万円超 1,805万円以下 (D)		
	<input type="checkbox"/>	1,805万円超 2,400万円以下		
<input type="checkbox"/>	2,400万円超 2,450万円以下	32万円		
<input type="checkbox"/>	2,450万円超 2,500万円以下	16万円		

※「区分Ⅰ」、「基礎控除の額」及び「本人定額減税対象」欄は上記の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

○配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書（一部抜粋）

Ⅱ 所得金額の見積額((1)と(2)の合計額) (*印の金額)					配偶者控除の額	
110万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 133万円以下	円	
21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	円	
14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	円	
7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	円	

※ (A)~(D)であり、かつ、①・②である場合はチェック(非居住者は除く)

(※)上記申告書及び「扶養控除等(異動)申告書」に同一生計配偶者や扶養親族(いずれも居住者に限る)を記載していれば、年末調整で定額減税を受けるために、「令和6年分源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」の様式を提出する必要はありません。

(2) マル保の記載欄削除

給与所得者の保険料控除申告書(マル保)では、これまで設けられていた【あなたとの続柄】欄が、すべて削除されています。

(3) 令和7年分マル扶のレイアウト変更

給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(マル扶)の右上に空白が設けられました。簡易な給与所得者の扶養控除等申告書(以下、簡易な申告書)として利用できるよう、レイアウト変更されたことによるものです。

簡易な申告書

(1) 簡易な申告書の創設

納税者利便を向上させる観点などから、令和5年度税制改正により、簡易な申告書が創設されました。

令和7年分から、マル扶に記載すべき事項が前年に提出した内容から異動がない場合には、すべてを記載したマル扶ではなく、最低限の記載をした申告書(簡易な申告書)とすることができます。

(2) 異動の有無の判断

たとえば記載されている住所又は居所の移転、源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族の変動、寡婦や障害者などの該当又は非該当などだけでなく、氏名の変更、年齢の変動による控除区分の変動なども「異動した」こととなります。

例．年齢の変動による控除区分の変動

控除対象扶養親族 A
生年月日：平成 18 年 5 月 5 日

上記例の場合、令和7年分のマル扶を提出するにあたり、その前年の令和6年分ではAは特定扶養親族ではありませんが、令和7年分では特定扶養親族に該当します。このように控除対象扶養親族としては変わらないものの、年齢が変動することによって控除区分が変わるため、異動したことになります。よって、令和7年分では簡易な申告書を提出することはできません。

他方、前年分のマル扶に記載されている源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族の所得の見積額については、その年分の見積額に変動が生じて、対象となる所得金額以下であれば異動がないものとすることができます。

例．源泉控除対象配偶者の所得の見積額の変動

源泉控除対象配偶者 B
令和6年分の所得の見積額 30万円
→令和7年分の所得の見積額 40万円の場合

上記例の場合、見積額が30万円から40万円に増額しても、源泉控除対象配偶者の所得要件である95万円以下であるため、異動がないものとして取扱うことができます。

なお、異動の有無は、対象者に前年分のマル扶のデータ又は写しを交付するなどして確認してもらうこととなります。対象者が判断を誤って簡易な申告書が提出された場合には、改めてすべての事項を記載したマル扶の提出を求めることとなります。**特に年齢の変動による控除区分の変動は見落としがち**です。給与等の支払者は、提出を受けたら早めに確認しましょう。

(3) 記載事項

簡易な申告書における記載事項は、次のとおりです。

○簡易な申告書の記載事項

- 申告書を提出する本人の
 - 氏名
 - 個人番号（記載不要の場合は不要）
 - 住所又は居所
 - 前年から異動がない旨

これらを以下記載例のようにマル扶に記載して提出することで、簡易な申告書を提出したものとすることができます。

○簡易な申告書として提出する場合のマル扶の記載例

給与所得者の扶養控除等(異動)申告書		扶	
あなたの氏名	山川 太郎	あなたの生年月日	年 月 日
あなたの個人番号	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6	あなたの住所	東京都練馬区栄町23-7
あなたの住所	東京都練馬区栄町23-7	あなたの職業	専業主婦

※ 前年から異動なし

(※) 赤字が記載事項。個人番号の記載が不要な場合には、個人番号の記載は不要。

(4) 添付書類

勤労学生控除の適用を受けるための証明書類や、国外居住親族に係る各種証明書類については、簡易な申告書を提出していても提出又は提示する必要があります。

提出を受けた側の対応

給与等の支払者は、この簡易な申告書の提出を受けた場合には、基本的には前年に提出を受けたマル扶に記載された事項がその簡易な申告書に記載されているものとして、源泉徴収事務を行います。連年簡易な申告書の提出を受けた場合でも、同様です。最後に提出を受けたすべての事項を記載したマル扶を確認できるようにしておく必要があります。ご注意ください。



「なぜ働いていると本が読めなくなるのか」

両角 彩子



先日、書店に行った際に「なぜ働いていると本が読めなくなるのか」(三宅香帆著)という本を見つけ、タイトルに共感して思わず購入してしまいました。この本は「書店員が選ぶノンフィクション大賞 2024」に選ばれるなど話題になっているのでご存じの方もいらっしゃるかと思います。

著者は子供のころから本が好きでしたが就職してから本が読めなくなったそうです。本を読む時間がないわけではなく、電車に乗っている時間や夜寝る前の自由時間など本を読む時間はあってもYouTube や SNS をぼーっと眺めてしまう。本を開いても目が自然と閉じてしまう。

私も著者と同じようになかなか本が読めなくなったと感じていました。ここでいう読書とは、他の方にとっての「**海外の言語を勉強すること**」「**大好きな俳優の舞台を観に行くこと**」「**家族と一緒に過ごすこと**」「**行きたい場所へ旅行に行くこと**」などの**文化的な時間**のことだそうです。そう考えると働きながら文化的な生活を送ることが難しいと感じる方は少なからずいるのではないのでしょうか。

本書は「**なぜ現代は労働と読書が両立しづらいのか**」を明治時代以降の労働と読書の関係を振り返りながら考えます。日本は戦前から長時間労働が問題になっていたため、現代の私たちが本を読めないのは労働時間の問題だけでなく、**読書の位置づけが変化した**ということもあるそうです。昔は成功に必要とされていたのは教養や勉強でしたが、現代の情報社会では自分に必要な情報を得て、不必要な情報(他者や歴史や社会の文脈)をノイズとして除外し、自分の行動を変革するということが必要だそうです。そのため不必要な情報も入ってくる小説や人文書は働いていると遠ざけられてしまい、代わりにノイズの少ないインターネットや自己啓発書やビジネス書が求められるそうです。

さらに本書は「**働いていても本が読める**」社会についてまで考えます。それは**全身全霊で働くのではなく半身で働くことが当たり前**の社会だそうです。そうすれば働くこと以外の文脈を取り入れることができるということです。

これは今日から一人ひとりが実践できることではないので、すぐに本が読めるようにはなりません。ですが個人的には**自分以外にも働くことと文化的な生活の両立が難しいと感じている方がいる**ということ、**両立できないのは個人の問題だけではない**ということがわかって少し安心しました。そして一つのことに精一杯になるのではなく、**今の自分に不必要と感じる文脈も受け入れる余裕は持ちたい**と思うようになりました。

労働と読書という興味深いテーマの本だと思ったので、今回、簡単にですが紹介させていただきました。もし気になったという方がいましたら是非読んでみてください。(「なぜ働いていると本が読めなくなるのか」三宅香帆著より引用)

編 集 後 記

十一月になり、朝晩かなり厳しい寒さになってまいりました。本格的な冬を目前にして「冷え」に悩まされる方も多いのではないのでしょうか。「冷えは万病の元」と言われますが、冷えるると自律神経はその「冷え」に反応し、交感神経が優位になって全身の血流が悪くなります。血流が悪くなると内臓機能が低下し免疫力も下がり、心身の様々な不調を引き起こしやすくなります。ストレス社会に生きる現代人の多くは、交感神経が優位になって自律神経のバランスを崩し、血流が悪くなって体が冷えがちですが、日々それが当たり前になっていて、自分の体が冷えていることに気付いていない人が少なくないそうです。自分の体がどのくらい冷えているのか、自分の手を使ってセルフチェックできる次の方法がありますので、ぜひお試しください。

①朝目覚めたら、布団の中でわきの下に手を挟み、わきの下の温度を手で感じとります。もし手がわきの下より冷たいと感じたら、手が冷えている証拠ですが、あくまでも「わきの下の温度」内臓温度の目安になるので、わきの下の温度を手で覚えてください。②わきの下の温度を確認した手を「おへその下」にあてて、わきの下との温度差を確認。③手を「おへその上」にあてて、わきの下との温度差を確認。④手を「太ももの前面」にあてて、わきの下との温度差を確認。⑤手を「お尻」にあてて、わきの下との温度差を確認。⑥手を「二の腕」にあてて、わきの下との温度差を確認。①～⑥の確認をして温度差を全く感じなかった人は、血流がよく冷えがない状態です。一部の部位がわきの下より冷たかった人は、わきの下より冷たいと感じた部位が冷えていますので、冷えている部位を意識して温めてください。全ての部位がわきの下より冷たかった人は、血流がかなり悪化している重度の冷え症ですので、全身を積極的に温める必要があります。体の冷えを改善するのにも最も手取り早く効果が高いのが「湯たんぽ」だそうですので、冷えている部位を湯たんぽで温めて冷えを解消していきましょう。

今年もこのコアインフォメーションをご覧いただき、本当にありがとうございます。来年もよろしくお願ひ申し上げます。(編集担当 荻原)

(養命酒ライフスタイルマガジン 元気通信より抜粋)

令和6年分 年末調整のお知らせ
や注意事項、記載例等はこちらの
QRコードからご確認ください →



個人住民税特別徴収の納期の特例を
申請している方は、**6月分から11月分までの
個人住民税の納付期限は12月10日です!**
納付をお忘れにならないよう、ご注意下さい。